

特別養護老人ホーム利用料金について

介護保険適用は自己負担割合（1割～3割）により異なりますが、1割については下記の表のとおりです。ただし、料金及び加算の名称等が介護報酬改定により変更になる場合がございます。

① 介護福祉施設サービス費(1日につき)

介護福祉施設サービス費	
要介護1	652円
要介護2	720円
要介護3	793円
要介護4	862円
要介護5	929円

② 施設の体制等に係る加算

名 称	算 定 要 件	料 金
看護体制加算Ⅰ（ロ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4円/日
看護体制加算Ⅱ（ロ）	看護職員を基準以上配置し、24時間連絡体制を確保している場合	8円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回算定	20円/回
科学的介護推進体制加算	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や入居者の心身及び疾病の状況、服薬情報等の基本情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたって必要な情報を活用している場合に算定	(Ⅰ) 40円 /月 (Ⅱ) 50円 /月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定	22円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定	18円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等特定処遇改善加（Ⅰ）	1か月につき、所定単位×83/1000 1か月につき、所定単位×27/1000	

③ その他必要に応じ算定する加算等

名 称	算 定 要 件	料 金
初期加算	入居した日から30日以内の期間について算定。30日を超える入院後の再入居についても同様に算定	30円/日
日常生活継続支援加算	新規入居者総数の内、要介護度4以上の者の数が70%以上又は日常生活自立度がランクⅢ以上に該当する者の数が65%以上、かつ、介護福祉士数：入居者数	46円/日

	が1:6以上の場合に算定	
療養食加算	医師の食事箋に基づき腎臓食や糖尿食等を提供した場合に算定※1日につき3回を限度	6円/回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した入居者に対して施設サービスを行った場合に算定。※入所した日から7日を限度とする。	200円/日
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めた場合に算定	120円/日
口腔衛生管理加算 (I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員へ技術的助言及び指導を行った場合に算定	90円/月
経口維持加算 (I)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して、医師の指示に基づき、管理栄養士・看護師・介護支援専門員等が共同して、経口による継続的な食事の摂取を進める為の経口維持計画書を作成し、管理栄養士による栄養管理を行った場合に算定	400円/月
個別機能訓練加算 (I)	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士を1名以上配置し、機能訓練指導員・看護師・介護職員・生活相談員等が共同して、個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に算定	12円/日
褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員等が共同で褥瘡ケア計画を策定して褥瘡管理を行い、3ヶ月に1回見直しを行う。またその結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理に必要な情報を活用した場合に算定	3円/月
排泄支援加算 (I)	排せつに介護を要する入居者の要介護状態軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が6ヶ月に1回評価を行い、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、3ヶ月に1回見直しを行う。またその結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって情報を活用した場合に算定	10円/月
ADL維持等加算	一定の研修を受けた者が測定した寝返り・起き上がり・移乗・歩行・着衣・入浴・排せつ等のADL値を厚生労働省に提出し、利用開始月とその翌月から6ヶ月目において測定したADL値との比較に応じて算定。	(I) 30円/月 (II) 60円/月

自立支援促進加算	医師が自立支援(尊厳の保持、重度化防止、寝たきり防止等)の為に必要な医学的評価を入所時に行い、6ヶ月に1回評価の見直しを行う。また医師・看護師・介護職員・介護支援専門員等が共同で支援計画を策定してケアを実施し、3ヶ月に1回見直しを行い、その結果等を厚生労働省に提出し、自立支援促進の為に必要な情報を活用した場合に算定	300円/月
配置医師緊急時対応加算	配置医師と協力医療機関の医師が連携して24時間対応できる体制を確保し、配置医師が早朝、夜間または深夜に訪問して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に算定	早朝： 650円/回 夜間： 650円/回 深夜： 1,300/回
外泊時費用	病院等へ入院した場合及び自宅等へ外泊した場合に、月6日を限度として算定	246円/日
退所前訪問相談援助加算	入居期間が1ヶ月を超える入居者が退所後に生活する居宅に介護支援専門員、生活相談員、看護師、機能訓練指導員又は医師が訪問し、入居者及びその家族に対して相談援助を行った場合に算定 ※入所中1回を限度	460円/回
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に入居者の居宅を訪問し、当該入居者及びその家族に対して相談援助を行った場合に算定※退所後1回を限度	460円/回
退所時相談援助加算	入居期間が1ヶ月を超える入居者が退所し、居宅においてサービスを利用する場合において、入居者及びその家族に対して相談援助を行い、市町村等に必要な情報を提供した場合に算定	400円/回
退所前連携加算	入居期間が1ヶ月を超える入居者が退所し、居宅においてサービスを利用する場合において、入居者が希望する居宅介護支援事業所に対して必要な情報を提供し、連携して退所後のサービスの利用に関する調整を行った場合に算定	500円/回
看取り介護加算 (I)	看取りに関する協議の場で説明を受けた上で、看取り介護に同意し、本人の意思を尊重した医療・ケアの支援に努める施設サービス計画に基づき看取り介護を行った場合に算定	死亡日45日前 から31日前 72円/日
看取り介護加算 (I) 看取り介護加算	看取りに関する協議の場で説明を受けた上で、看取り介護に同意し、本人の意思を尊重した医療・ケアの支援に努める施設サービス計画に基づき看取り介	死亡日30日前 ~4日前 144円/日

(II)	<p>護を行った場合に算定</p> <p>配置医師と協力医療機関の医師が連携して 24 時間対応できる体制を確保し、看取りに関する協議の場で説明を受けた上で、看取り介護に同意し、本人の意思を尊重した医療・ケアの支援に努める施設サービス計画に基づき看取り介護を行った場合に算定</p>	死亡日前々日、前日 680 円/日
		死亡日 1,280 円/日
		死亡日 45 日前から 31 日前 72 円/日
看取り介護加算 (II)	<p>配置医師と協力医療機関の医師が連携して 24 時間対応できる体制を確保し、看取りに関する協議の場で説明を受けた上で、看取り介護に同意し、本人の意思を尊重した医療・ケアの支援に努める施設サービス計画に基づき看取り介護を行った場合に算定</p>	死亡日 30 日前 ～4 日前 144 円/日
		死亡日前々日、前日 780 円/日
		死亡日 1,580 円/日
在宅・入所相互利用加算	<p>可能な限り在宅での生活を続けられるよう、3ヶ月を限度に施設の居室を計画的に利用し、在宅及び施設の介護支援専門員が情報交換を行った上で目標及び方針を定め、入居者及びその家族に対して同意を得ている場合に算定</p>	40 円/日

介護保険の給付対象とならないサービスの概要と費用

項目	費用の額
食費	<ul style="list-style-type: none"> 食費は、食材料費と調理費相当として 1 日につき 1,445 円が自己負担となります。入居者様が、3 食のうち 1 食でも食べられれば、1 日分の食費が必要となります。(負担限度額認定制度有)
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> 希望により、通常の食事以外に高価な食材を使って、特別に調理を行う場合は、かかった費用と通常の食事に係る費用の差額が自己負担となります。
施設外の飲食店からの出前の購入、外食に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 希望により、施設外の飲食店から出前等をとる場合は、実費を負担していただきます。
居住費	<ul style="list-style-type: none"> 居住費は、室料及び光熱水費相当として 1 日 2,006 円が自己負担となります。(負担限度額認定制度有)

個人用の日用品	<ul style="list-style-type: none"> 希望により、シャンプー、リンス、石鹸等、施設が準備した以外のもを使用される場合は、実費を負担していただきます。 施設で洗濯が難しいものはクリーニングに出します。その場合は実費を負担していただきます。
クラブ活動等の材料費	<ul style="list-style-type: none"> 材料代などの実費を負担していただく場合があります。
理容代	<ul style="list-style-type: none"> 希望により理容師の出張により散髪をすることができます。この場合は、自己負担となります。その他、顔そり、パーマ等を行う場合は、別途料金が必要となります。
医療・予防接種代	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に受診した場合の医療費は、自己負担となります。 希望により、インフルエンザ等の予防接種を行った場合は、実費を負担していただきます。
預り金等管理料	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により預り金等の管理を行う場合は、月額 1,000 円を管理料として負担していただきます。
複写物の交付	<ul style="list-style-type: none"> 入居者及び家族等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。また、求めがあれば記録のコピーを交付しますが、その際には、コピー 1 枚につき 10 円を負担していただきます。
<p>※上記以外に、入居者からの依頼により購入する趣味嗜好品及び被服費については、実費を負担していただきます。</p> <p>※協力病院への通院や入院送迎は基本的に施設で行い、送迎に係る経費負担はありません。なお、協力病院以外の通院については原則、家族の付添いをお願いしますので、できる限りご協力をお願いいたします。(送迎に係る費用(高速代等)については負担していただきます。)</p>	

入居者の負担軽減のための制度

次のとおり、入居者の負担軽減のための制度がありますので、ご相談ください。

(1)食費及び居住費の負担限度額の認定

入居者の収入によって、利用者負担第 1～第 3 段階(①・②)とそれ以外に認定され、食費及び居住費に係る負担の上限額が設定されます。

負担限度額の認定には市町村への申請が必要で、認定されると介護保険負担限度額認定証が交付され、食費及び居住費の自己負担限度額が設定されます。

利用者負担段階	食 費		居住費	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
【第 1 段階】 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給し	1,445 円	300 円	2,006 円	820 円

ている方				
【第2段階】 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下及び預貯金額が単身で650万円、夫婦で1,650万円の方		390円		
【第3段階①】 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円未満及び預貯金額が単身で550万円、夫婦で1,550万円の方		650円		1,310円
【第3段階②】 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上及び預貯金額が単身で500万円、夫婦で1,500万円の方		1,360円		

(2)高額介護サービス費

介護保険給付内の施設サービス利用料の自己負担(1割)が一定の上限額を超えた場合は、別途申請することにより、その超えた額が払い戻されます。

第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	15,000円/月
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で利用者負担段階が第1・2段階以外の方	24,600円/月
第4段階	上記以外の方	37,200円/月

特別養護老人ホーム短期入所生活介護 利用料金について

介護保険適用は自己負担割合（1割～3割）により異なりますが、1割については下記の表のとおりです。

① 併設型ユニット型短期入所生活介護費(1日につき)ユニット型個室

併設型ユニット型短期入所生活介護費	
要介護1	696円
要介護2	764円
要介護3	838円
要介護4	908円
要介護5	976円

② 施設の体制等に係る加算(1日につき)

名 称	算 定 要 件
介護職員処遇改善加算	1か月につき+所定単位×83/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1か月につき+所定単位×23/1000

③ その他必要に応じ算定する加算等(1日につき)

名 称	算 定 要 件	料 金
療養食加算	医師の食事箇に基づく腎臓食や糖尿食等を提供した場合に算定	8円
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護師・准看護師又は、介護職員総数のうち勤続年数3年以上の職員が占める割合が30%以上。	6円
送迎加算	邑南町石見地域内送迎利用者片道1回あたりの自己負担額	184円
個別機能訓練加算	訓練指導員が、個別に機能訓練を実施した場合に算定	56円

介護保険の給付対象とならないサービスの概要と費用

① ユニット型個室・滞在費及び食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費 (1日あたり)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
居住費 (ユニット型 準個室)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円

食費は、1食あたりの設定とし、朝食 400 円、昼食 515 円、夕食 530 円とします。

②送迎代 石見地域を越えた地点より、1 kmあたり 50 円を加算します。

* 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に該当する方は利用料等の軽減があります。

③その他

特別希望食・理美容サービス・日常物品、健康管理費等は、実費がかかります。

自由参加の行事等は、別途参加費がかかる場合があります。

8 通常の送迎実施地域

前項②の通常送迎実施地域は、邑智郡邑南町石見地域とする。

特別養護老人ホーム 介護予防短期入所生活介護利用料金について

介護保険適用は自己負担割合（1割～3割）により異なりますが、1割については下記の表のとおりです。

① 併設型ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）ユニット型個室

併設型ユニット型短期入所生活介護費	
要支援1	523円
要支援2	649円

② 施設の体制等に係る加算（1日につき）

名称	算定要件
介護職員処遇改善加算	1か月につき+所定単位×83/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1か月につき+所定単位×23/1000

③ その他必要に応じ算定する加算等（1日につき）

名称	算定要件	料金
療養食加算	医師の食事箋に基づき腎臓食や糖尿食等を提供した場合に算定	8円
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護師・准看護師又は、介護職員総数のうち勤続年数3年以上の職員が占める割合が30%以上。	6円
送迎加算	邑南町石見地域内送迎利用者片道1回あたりの自己負担額	184円
個別機能訓練加算	訓練指導員が、個別に機能訓練を実施した場合に算定	56円

介護保険の給付対象とならないサービスの概要と費用

① ユニット型個室・滞在費及び食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費 (1日あたり)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
居住費 (ユニット型 準個室)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円

食費は、1食あたりの設定とし、朝食400円、昼食515円、夕食530円とします。

②送迎代 石見地域を越えた地点より、1kmあたり50円を加算します。

*社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に該当する方は利用料等の軽減がありません。

③その他

特別希望食・理美容サービス・日常物品、健康管理費等は、実費がかかります。
自由参加の行事等は、別途参加費がかかる場合があります。

8 通常を送迎実施地域

前項②の通常送迎実施地域は、邑智郡邑南町石見地域とする。